

公 売 財 産 の 概 要

売却区分 番 号	第 1 号	見 積 価 額	2, 400, 000円
		公 売 保 証 金	240, 000円

不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)

土地 所 在 薩摩川内市青山町字杉安
 地 番 4739番
 地 目 宅地
 地 積 1, 291. 45m²

建物 所 在 薩摩川内市青山町字杉安 4739番地
 家屋番号 4739番
 種類 事務所
 構造 軽量鉄骨造ストレート葺平家建
 床面積 28. 12m²

公売財産の位置 及び地域の状況	対象不動産は薩摩川内市都市計画区域外にあり、JR隈之城駅から約2,300mの距離に位置している。近隣地域は一般住宅のほか旧来からの農家住宅や、工場・倉庫、農地等も見られる地域である。
最寄り駅等	薩摩川内市コミュニティバス「木場谷橋バス停」約20m、JR鹿児島本線「隈之城駅」約2,300m、隈之城小学校約2,900m、商業施設プラッセだいわ川内店約2,800mです。JR「隈之城駅」からJR「鹿児島中央駅」まで約50分。
公法上の規制	指定建ぺい率 - %, 指定容積率 - %
接道状況等	北側で幅員約7mの市道に面し、北西側で幅員約3~4mの里道に接面し、東南東側で幅員約2mの里道に接面している。
画地状況	間口約25m、奥行：約40m、地積：1, 291. 45m ²
形状	不整形地
地勢	平坦
供給処理施設	水道：上水道、
危険・嫌悪施設	なし

売却区分 番 号	第 1 号
隣接地の状況	<p>東側：一般住宅</p> <p>西側：未利用地</p> <p>南側：未利用地</p> <p>北側：市道「青山・木場谷線」，里道</p>
使用状況等	当該地に建物（事務所：平成8年月日不詳新築）があるが、蒿が生い茂り、相当に劣化している。経済的耐用年数は経過。現況は使用されず、放置されている。
管理状況等	<ul style="list-style-type: none"> 建物は登記簿上は築29年を経過している。事務所（軽量鉄骨造り）としては極めて小規模で、管理状態が悪い。建物に市場性無し。 敷地内には、電柱（1本）及び簡易トイレの構築物とU字溝約20個及び水道の残置物がある。 公売財産の土地上に現存しない建物（昭和59年築）が登記簿上残っている。 <p>建物所在地：薩摩川内市青山町字杉安4740, 4739, 4741番地 家屋番号：4740番 種類：工場 構造：鉄骨造スレート葺平家建 床面積：193.24 m²</p>
住居表示	—
その他事項	<p>1 この公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「K S I 官公庁オークション」という。）を利用して入札手続きを行います。公売参加希望者は、令和8年1月8日13時から令和8年1月26日23時までに、K S I 官公庁オークションの画面上で参加申込みを行ってください。</p> <p>また、公売に参加する際は「鹿児島県インターネット公売ガイドライン」をよくお読みいただき、確認、同意の上、参加してください。当該ガイドラインは、鹿児島県のホームページにてご覧いただけます。</p> <p>○K S I 官公庁オークション URL : https://kankochcho.jp</p> <p>○鹿児島県インターネット公売ガイドライン（鹿児島県ホームページ内 くらし・環境> 税金> 公売情報） URL : https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/koubai/index.html</p>

- 2 公売財産の詳細な内容については、令和8年1月8日13時から、K S I 官公庁オークションの物件詳細画面で閲覧できます。鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）にも本件の公売情報を掲載しますので、ご覧ください。
- 3 この公売財産は、現況を優先し、面積は登記簿上の面積を記載しています。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認し、現地の状況を充分把握した上で入札してください。
- 4 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。鹿児島県暴力団排除条例第6条に基づき、同条例第2条第1号から4号に該当する者は公売に参加できません。
- 5 この公売は、国税徴収法第99条の2及び同法施行規則第1条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。入札をしようとする者は、入札までに、北薩地域振興局長へ陳述書等を提出してください。詳しくは、鹿児島県インターネット公売ガイドライン「第2・2陳述書について（不動産の参加申込みの場合）」、若しくは北薩地域振興局県税課にてご確認ください。陳述書等の様式は、鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）に掲載しています。
- なお、入札までに陳述書等の提出が確認できない者に係る入札は無効となります。
- 6 入札者に国税徴収法第108条第1項及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取消します。
- 7 公売保証金の提供を要する公売財産のため、公売保証金の提供後でなければ、入札できません。
- 8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定額は入札価額になります。

- 9 最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々のみによる追加入札を実施します。追加入札は開札日と同日に行います。追加入札の該当者は、K S I 官公庁オークションから送信される電子メールを確認の上、指定時刻までに追加入札を行ってください。指定時刻まで入札がない場合は、当初の入札額と同額で入札したものとみなします。追加入札を実施しても最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
- 10 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の額を控除した額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者決定後直ちに、北薩地域振興局から電子メールにて行います。
- 11 次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな買受代金の納付期限を令和8年3月9日午後2時30分とします。
- 12 上記売却決定の日時（令和8年3月2日午前10時）までに、最高価申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更されることがあります。
- 13 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取消します。
- 14 買受代金の納付は、鹿児島県が指定する口座への銀行振込又は現金（鹿児島手形交換所管内の銀行が振出した小切手を含む。ただし、振出日から起算して8日を経過していないものに限る。）に限ります。
- 15 公売財産の権利移転について登記が必要になります。権利移転登記に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。買受人は、上記の代金納付期限（令和8年3月2日午後2時30分）までに、鹿児島県ホームページ（URLは「1」に同じ）より「所有権移転登記請求書」を印刷して必要事項を記入、署名、捺印の上、次の書類を添えて、北薩地域振興局長へ提出してください。
なお、次順位買受申込者に対して売却決定した場合は、新たな代金納付

	<p>期限（令和8年3月9日午後2時30分）が書類の提出期限となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売却決定通知書 ② 市町村発行の固定資産評価証明書 ③ 登録免許税相当額の納付済領収証書 ④ 個人の場合は住民票（謄本又は抄本），法人の場合は法人（会社等）の登記事項証明書 <p>16 権利移転及び公売に伴う危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付した時です。</p> <p>17 公売財産に、財産の種類又は品質に関する不適合があっても、鹿児島県は担保責任を負いません。</p> <p>18 鹿児島県は買受人に対して公売財産の引渡し義務を負いません。公売財産内の構造物等の撤去・取壊を行う場合は、全て買受人が行うことになります。</p> <p>19 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。</p> <p>20 土壤汚染、アスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</p> <p>21 敷地内には、電柱（1本）及び簡易トイレの構築物とU字溝約20個及び水道の残置物があります。</p> <p>22 公売財産の土地上に現存しない建物（昭和59年築）が登記簿上残っています。</p> <p>建物所在地：薩摩川内市青山町字杉安4740, 4739, 4741番地 家屋番号：4740番 種類：工場 構造：鉄骨造スレート葺平家建 床面積：193.24 m²</p>
特記事項	<p>国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>地籍調査実施時に境界標（プラスチック杭）が打設されたが、現在は確認できません。</p>